

第6回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年9月8日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 2番 青木 一人 3番 杉山 幸進 4番 野坂 時夫
5番 長倉 喜美男 7番 鳥山 良子 8番 秋田 孝明
9番 瀨谷 和恵
5. 欠席委員氏名 1番 沖津 由藏 6番 澤谷 政夫
6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦
7. 案 件

報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案 第3号 非農地証明願の承認について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

事務局長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年9月1日に招集告示致しました「令和5年度第6回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は7名で、1番 沖津委員と6番 澤谷委員の2名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。なお、2名より欠席の届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 (～会長あいさつ～)

事務局長 それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

3番 杉山幸進 委員、4番 野坂時夫 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局長

それでは1ページから4ページをお願い致します。
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続7件の46筆、面積122,005㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局長

資料5ページをお願い致します。
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施いたしました。

今回は1件の1筆でございます。照会地については、〇〇〇〇地区のため池より〇〇へ約〇〇〇m付近に位置しておりました。周囲を山林及び原野に囲まれており現況は山林化しておりました。

また、集団的な農地に該当しないことから分断に繋がる恐れもないと見受けられます。この結果、全国農業会議所より通知のあった非農地判断マニュアルに基づき農地への復旧は困難であること、また周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込まれないことから非農地として回答致しました。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(意見なし) 意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局長

それでは6ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は8月30日（水）に、農業委員3番 杉山委員及び農地利用最適化推進委員の秋田委員、並びに事務局の2名の4名で実施しましたことをご報告致します。また、農地利用最適化推進委員の浦須内委員も同行予定でありましたが、所用により欠席となりました。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は5件でございます。まず番号1については、申請地の隣接する〇〇を譲受人が耕作しており〇〇〇〇のため、売買にて所有権移転するものであります。〇〇として利用することです。

次に番号2については、元々〇〇が耕作しており、今後も利用するため売買にて所有権移転するものであります。作付予定作物は〇〇とのことです。

番号3については、譲渡人は自身で農地を管理することができないために譲受人へ売買にて所有権移転するものであります。こちらにも〇〇を作付けする予定とのことです。

次に番号4については、7ページをお願い致します。贈与による所有権移転であり親から子への贈与となります。

最後に番号5については、譲受人が元々〇〇を作付けしており〇〇するため売買にて所有権移転するものであります。申請地の図面は、8ページから12ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 杉山

(～現地調査結果報告～)

議長 長倉

ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(質疑なし)。質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

議長 長倉 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局長 それでは13ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。今回の申請は1件でございます。

申請の内容についてですが、譲受人は譲渡人の〇〇にあたり現在夫婦で賃貸アパートに入居しております。〇〇〇を新築するため、申請地の一部を分筆し贈与にて所有権移転する計画であります。申請地は〇〇m以内にJR〇〇線〇〇駅が存在していることから、第3種農地となり農地転用は原則許可と判断されます。また、農振農用地区域外であることを産業振興課担当者より確認済みであります。申請地の図面は、14ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。
委員 杉山 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(質疑なし) 他質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局長 それでは15ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。今回の申請は1件でございます。申請の内容についてですが、元々〇〇であるにも関わらず農振農用地区域内農地に指定されていたため農振除外をすることから非農地として証明するものであります。

申請地の図面は16ページ、現況写真は17ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 杉山 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(一括方式)の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局長 それでは18ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(一括方式)の承認について、ご説明いたします。今回の申請は2件の3筆で、全て農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の貸借期間が満了したことに伴い、農地中間管理機構へ切替るものであります。番号1については、〇〇地区の〇〇町内会館より〇〇へ約〇〇〇m付近に位置しております。利用目的は〇として〇〇を作付けし、〇年間の使用貸借であります。

次に、番号2については下北縦貫道路〇〇〇〇より〇へ約〇〇m付近に位置しております。こちらは、未相続登記の農地であります。共有者の同意を得ております。利用方法は〇〇として〇〇〇等を作付けし、〇年間の使用貸借であります。申請地の図面は19ページから20ページにございます。以上です

議長 長倉 ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第4号は承認することに決定致します。

議長 長倉 以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長 次回総会は、10月10日（火）13：30より役場3階大会議室で行います。

タブレット端末使用に伴う現地確認アプリへのメールアドレス登録については、随時ご連絡していきますのでご対応宜しくお願い致します。

議長 長倉 これをもちまして、令和5年度第6回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年9月8日（金）

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 杉山 幸進 ⑩

議事録署名者 野坂 時夫 ⑩